

平成 2 5 年 度 事 業 計 画

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

1 自動車事故に関する無料法律相談の実施

全国 1 6 2 相談所において無料法律相談を実施する。

特に、平成 2 5 年度は、毎週月曜日から金曜日まで、弁護士が直接、交通事故相談にのる全国統一ナビダイヤル（0 5 7 0 - 0 7 8 3 2 5）を導入し、交通事故被害者の当財団へのアクセスを容易にするとともに、交通事故被害者救済のために、相談事業の充実、拡大を図る。

2 自動車事故に関する示談斡旋の実施（国庫補助関係）

東京（本部及び東京支部）、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、静岡、沼津、浜松、山梨、新潟、大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、名古屋、三重、岐阜、福井、富山、広島、岡山、山口、福岡、北九州、佐賀、熊本、鹿児島、沖縄、仙台、山形、岩手、札幌、高知、香川、愛媛の全国 3 9 相談所において「示談斡旋実施規則」に基づいて示談の斡旋を行う。

3 自家用自動車総合保険（S A P）に関する物損事故の示談斡旋の実施

日本弁護士連合会と（一社）日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）との対物賠償保険の事故処理に関する協定書に基づき、損害賠償者が損保協会加盟保険会社の S A P 保険に加入し、物損示談斡旋代行つきの保険に加入している事案について示談斡旋を行う。前記 2 と同じく 3 9 相談所で実施する。

全体で 1 4 0 回程度の示談斡旋を行う。

なお、この事業は、日本損害保険協会からの補助金により行う。

4 全労済に関する示談斡旋及び審査の実施

日本弁護士連合会と全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「全労済」という。）との協定に基づき、損害賠償者が全労済の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記 2 と同じく 3 9 相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で 1 0 0 回程度、審査については、全体で 1 0 回程度を行う。

なお、この事業は全労済からの補助金により行う。

5 教職員共済に関する示談斡旋及び審査の実施

日本弁護士連合会と教職員共済生活協同組合（以下「教職員共済」という。）との協定に基づき、損害賠償者が教職員共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記 2 と同じく 3 9 相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で20回程度、審査については、全体で5回程度行う。
なお、この業務は教職員共済からの補助金により行う。

6 J A 共済関係示談斡旋及び審査の実施

日本弁護士連合会とJ A全共連（以下「J A」という。）との協定に基づき、損害賠償者がJ Aの共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で290回程度、審査については、全体で24回程度行なう。

なお、この業務はJ Aからの補助金により行う。

7 自治協会・町村生協に関する示談斡旋及び審査の実施

日本弁護士連合会と全国自治協会・全国町村職員生活協同組合（以下「自治協会・町村生協」という。）との協定に基づき、平成12年4月1日からスタートした示談斡旋及び審査である。損害賠償者が自治協会・町村生協の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で30回程度、審査については、全体で2回程度行う。

なお、この業務は自治協会・町村生協からの補助金により行う。

8 生活協同組合全国都市職員災害共済会関係示談斡旋・審査業務実施計画

日本弁護士連合会と生活協同組合全国都市職員災害共済会（以下「都市生協」という。）との協定に基づき、平成13年4月1日からスタートした示談斡旋及び審査である。損害賠償者が都市生協の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で5回程度、審査については、全体で2回程度行う。

なお、この業務は都市生協からの補助金により行う。

9 社団法人全国市有物件災害共済会関係示談斡旋・審査業務実施計画

日本弁護士連合会と全国市有物件災害共済会（以下「市有物件」という。）の協定に基づき、平成17年4月1日からスタートした示談斡旋及び審査である。損害賠償者が市有物件の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で5回程度、審査については、全体で2回程度行う。

なお、この業務は市有物件からの補助金により行う。

10 全日本自治体労働者共済生活協同組合関係示談斡旋・審査業務 実施計画

日本弁護士連合会と全日本自治体労働者共済生活協同組合（以下「自治労」という。）との協定に基づき、平成20年4月からスタートして示談斡旋及び審査であ

る。損害賠償者が自治労の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で20回程度、審査については、全体で2回程度行う。なお、この業務は自治労共済からの補助金により行う。

11 全国トラック交通共済協同組合連合会関係示談斡旋・審査業務実施計画

日本弁護士連合会と全国トラック交通共済協同組合連合会（以下「交協連」という。）との協定に基づき、平成23年4月からスタートする示談斡旋及び審査である。損害賠償者が交協連の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で30回程度、審査については、全体で5回程度行う。なお、この業務は交協連からの補助金により行う。

12 全国自動車共済協同組合連合会（全自共）・全国中小企業共済協同組合連合会（共済連）関係示談斡旋・審査業務実施計画

日本弁護士連合会と全国自動車共済協同組合連合会・全国中小企業共済協同組合連合会（以下「全自共等」という。）との協定に基づき、平成23年4月からスタートする示談斡旋及び審査である。損害賠償者が全自共等の共済に加入している事案について示談斡旋及び審査を行う。前記2と同じく39相談所で実施する。

示談斡旋については、全体で20回程度、審査については、全体で5回程度行う。なお、この業務は全自共等からの補助金により行う。

13 自動車事故に関する一斉電話相談の実施

毎月10日（休日・祝日の場合は休日明け）を「弁護士による一斉無料交通事故相談の日」と定め、これまでの8カ所から、平成25年度は、滋賀、大分の2カ所を増設して、本部、仙台、新潟、名古屋、大阪、滋賀、広島、高知、大分、福岡の全10カ所で、ナビダイヤルを利用して、年12回一斉電話相談を実施する。

14 高次脳機能障害相談事業の実施

平成13年度より国庫補助が認められた事業である。自賠責保険では、自動車事故を原因とする「脳外傷による高次脳機能障害」が残った場合、後遺障害等級としての確に認定するため、自賠責保険高次脳機能障害審査会を設置し、審査、認定することになったのを受けて、高次脳機能障害や自賠責保険に対する請求手続等についての相談を開始したものである。平成25年度は、京都で相談所を開設して、本部、札幌、仙台、横浜、千葉、新潟、大阪、京都、名古屋、高知、福岡の11ヶ所で実施する。研修会の開催は、平成25年6月14日に京都で開催する。

15 相談員等研修会の実施

増加する交通事故相談に迅速・的確に対処するために、相談及び示談斡旋業務の

効率的な運営と業務水準の向上を目指して、相談員等の研修会を全国約20か所（内5回は自主事業として行う）で開催する。

なお、3～12を除く他の事業は国土交通省の補助金により行うものである。

16 交通事故相談所等の充実・強化

- (1) 示談斡旋実施箇所の増設
- (2) 相談スタッフの充実
- (3) 被害者救済のための少額事件援助制度の拡充
- (4) 相談・示談・審査業務の充実
- (5) 研修制度の一層の充実・強化－本部研修会の参加者の拡充の継続－

17 広報活動の充実・強化

別添「平成25年度広報活動」記載のとおりである。

18 調査・研究

- (1) 自動車事故による損害賠償額算定の適正・合理化に関する事項
- (2) 自動車事故損害賠償訴訟の迅速化・合理化に関する事項
- (3) 自賠責及び任意保険制度に関する事項

19 他の団体との連携及び協力体制の充実

- (1) 国土交通省自動車局、内閣府政策統括官（交通安全対策）、警察庁交通局、各共済との連携の充実・強化
- (2) 裁判所との連絡・協力体制の充実
- (3) 東京都等公的相談機関との連絡・協議の充実
- (4) 日本司法支援センターとの連携（相談所の相互紹介等）